

使用料金の変更手続きについて（ご案内）

◆手続きについて

①次の書類（計3枚）を1部提出してください。

- ・利用料金変更承認申請書
- ・変更後の利用料金表等利用料金の額を記載した書類（集会所管理運営規約など）
- ・集会所に係る直近の収支計算書（H29年度分）

※この他、地域の総会等で料金の変更について話し合われた議事録等がありましたら、参考までに添付していただくと助かります。

②地域づくり推進課にて、変更承認の決裁を取ります。

③地域づくり推進課から指定管理者に対して、利用料金変更承認通知書を送付します。

変更承認日（文書通知日）をもって、変更完了となります。

◆利用料金の上限額について

このことについては、以下のとおりとなります。

この範囲内で、設定してください。

上限額

区分	使用料	
	3時間まで	3時間を超える1時間までごとに
集会室	2,500円	500円
和室	500円	500円
調理実習室	1,000円	250円

備考 1 地元住民以外が使用する場合は利用料金を別に定めるときは、この表で算定した額の2倍の額を上限とする。

2 会費等を徴収して使用する場合は利用料金を別に定めるときは、この表で算定した額の4倍の額を上限とする。

3 冠婚葬祭で使用する場合は利用料金を別に定めるときは、この表にかかわらず、1回につき25,000円を上限とする。ただし、地元住民以外が使用する場合は、1回につき50,000円を上限とする。